

クリーンセンター二本松産業廃棄物最終処分場（管理型）設置事業に係る
環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 住民等の意見に、最終処分場の存在、遮水シートの強度等の構造、管理及び緊急時等における安全性に関する多数の疑問及び懸念がみられることから、より詳細で具体的な事業の内容を環境影響評価準備書に分かりやすく記載すること。また、事業の内容については、緊急時等も含む安全確保を考慮した適切な施設計画を踏まえたものとする。
- (2) 蒸発散施設の稼働による、気象、白煙による日照阻害・交通障害、水分、塩類、細菌及び化学物質等の影響が懸念されるため、環境影響評価準備書に蒸発散施設の仕様を詳細かつ分かりやすく記載するとともに、必要に応じ当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 廃棄物の埋立に伴い発生する可能性のあるメタン等のガスによる大気への影響が懸念されるため、環境影響評価準備書に発生ガスの排出量をできる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 住民等の意見に、施設の稼働に伴うダイオキシン類及び環境ホルモンによる環境への影響並びに廃棄物運搬車の通行による農作物への影響や交通安全等に関する懸念が見られることから、環境影響評価準備書に当該項目に関する対策を詳細かつ分かりやすく記載すること。
- (5) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直し、その結果に基づき調査、予測及び評価を追加して行う等適切に対応すること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 浸出水処理水については全て蒸発散処理するとしているが、緊急時等に処分場外へ流出した場合には、河川等の水質や底質に影響を及ぼすおそれがあることから、廃棄物の埋立に「水の濁り」、「水の汚れ」、「水質の有害物質等」及び「底質」を環境影響評価項目として追加すること。また、住民等の意見に、廃棄物の埋立における緊急時等の地下水汚染に関する懸念が多く見られることから、環境影響評価準備書に地下水汚染対策に関して詳細かつ分かりやすく記載するとともに、必要に応じ当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。

- (2) 最終処分場の設置による土地の改変により、地下水の水位及び河川の流量への影響が懸念されることから、最終処分場の存在に「地下水の水位」及び「河川の流量」を環境影響評価項目として追加すること。
- (3) 対象事業実施区域においては、強雨時にマサ土斜面の小崩壊が多数発生するおそれがあることから、工事の実施に「地形及び地質」を環境影響評価項目として追加すること。
- (4) 事業の実施に伴う周辺の動物、植物及び生態系への影響が懸念されることから、最終処分場の存在及び廃棄物の埋立に「動物」、「植物」及び「生態系」を環境影響評価項目として追加すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、丘陵地の比較的複雑な地形となっていることから、大気質及び悪臭については、周辺の地形を踏まえ、当該地域の気象特性を適切に把握するとともに各項目の調査地点を適切に設定して調査、予測及び評価を行うこと。また、浸出水量の算出に用いた降雨強度の妥当性の検証のため、対象事業実施区域における雨量の測定について検討すること。
- (2) 上層気象調査については、実施時期の代表性及び逆転層の発生の可能性を踏まえて調査期間を設定するとともに、必要に応じて調査期間を追加すること。
- (3) 粉じん等については、予測手法等の最新の知見の収集に努め、できる限り定量的な予測及び評価を行うこと。
- (4) 騒音については、既設のサーキット場の騒音も考慮して調査、予測及び評価を行うこと。また、住民等の意見に、車両の通行に伴う騒音及び振動についての懸念が見られることから、民家等の配置状況を踏まえて車両通行道路の調査地点を追加するなど適切に予測及び評価を行うこと。
- (5) 浸出水処理施設、蒸発散施設、廃棄物運搬車及び埋め立てた廃棄物の分解等から発生する悪臭の影響が懸念されることから、これらの悪臭についても予測及び評価を行うこと。
- (6) 水質については、浅川と合流する前の雨水排水路に調査地点を追加して予測及び評

価を行うこと。

- (7) 地下水については、その流向が明らかにはされていないことから、対象事業実施区域の周辺で満遍なく調査を実施すること。
- (8) 動物については、適切かつ効果的な期間及び時期に調査を実施すること。特に、哺乳類の調査は4季を通じて実施するとともに、猛禽類の調査は対象とする猛禽類及び調査の種類に応じた適切な時期に実施すること。
- (9) 猛禽類の定点調査地点は、調査地域全体を適切に把握できる地点及び地点数とすること。
- (10) 魚類及び水生生物については、雨水排水路と合流する前の浅川及び浅川と合流する前の雨水排水路に調査地点を追加して予測及び評価を行うこと。
- (11) 景観に係る調査の手法については、調査地点として、対象事業実施区域周辺の景観要素（自然要素、生活要素、歴史要素）を幅広く考慮して選定すること。また、景観の予測対象時期については、埋立中を追加すること。

4 その他

上記1から3の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。